

合併協議会つうしん

VOL.3
2003.2

発行／徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 編集／合併協議会事務局
徳山市代々木通一丁目2番地TEL (0834) 22-8245 FAX (0834) 22-8246
E-mail:shunan-gp@mx5.tiki.ne.jp ホームページ http://ww5.tiki.ne.jp/~shunan-gp

総務大臣が告示

4月21日「周南市」誕生

2月3日、総務大臣による「市町の廃置分合」に関する告示が官報に登載されました。これにより、廃置分合に関する法的な一連の諸手続きがすべて終了したこととなり、正式に4月21日に「周南市」が誕生することとなりました。

2月5日、2市2町の首長は、山口県知事とともに総務大臣を訪ね、これまでの取り組みの経過を報告するとともに周南市の発展のために、さらなる国の力強い支援を要請いたしました。



周南市誕生が正式に決定し、片山総務大臣（左から3番目）に今後の支援を要請する二井山口県知事、河村徳山市長、吉村新南陽市長、大田熊毛町長、岡林鹿野町長

調印式から

大臣告示までの経緯

平成14年8月27日、合併協定調印式が行われ、その後の合併手続きは、次のとおり行われています。

2市2町議会で廃置分合に関する議案を可決

9月の2市2町各議会において合併に関する議案が上程され、それぞれ賛成多数で可決されました。

山口県知事へ廃置分合申請書を提出

10月3日、山口県庁において、2市2町の市長・町長が山口県知事に対し、廃置分合の申請を行いました。

また、県知事は、地方自治法の規定により、10月9日、廃置分合について事前に総務大臣との協議を行い、11月8日、総務大臣から「異議ない旨」の回答

がありました。

山口県議会が2市2町の廃置分合議案を可決

12月定例会に山口県知事が「徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町を廃し、その区域をもって周南市を置くことについて」の議案を提出し、12月19日、山口県議会において可決されました。

山口県知事が「周南市」の設置を決定

12月24日、山口県知事が周南市の設置を決定し、2市2町の市長・町長にその決定書を交付されました。

総務大臣への届出

12月25日、山口県知事から総務大臣に対し、合併の決定を行った旨の届出がなされました。

総務大臣の官報告示

告示の全文は、次のとおりです。

総務省告示第九十三号

市町の廃置分合

地方自治法昭和二十二年法律第六十七号第七条第一項の規定により、山口県徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町を廃し、その区域をもって周南市を設置する旨、山口県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十五年四月二十一日からその効力を生ずるものとする。
平成十五年二月三日

総務大臣 片山虎之助

〔特集〕
2頁より
住所の表示変更と住所変更の必要性等について

住所の表示が変わります

総務大臣の告示により、正式に4月21日に「周南市」が誕生することになりました。そこで、あらかじめ合併に伴う住所の表示変更についてお知らせします。

住所について

市・郡町名の変更

合併により、徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町は「周南市」に変更になります。

町・字名の変更

徳山市と新南陽市にそれぞれ「千代田町」「港町」の同一町名がありますので、徳山市の「千代田町」と新南陽市の「港町」は現行どおりとし、新南陽市の千代田町が「西千代田町」に、徳山市の港町が「徳山港町」に変更となります。その他の町名、字名については現行のまま変更はありません。

地番等の変更

現行のまま変更はありません。

電話番号について

合併に伴う変更はありません。電話番号は市外局番・市内局番は、合併後も現行どおりです。

【問い合わせ先】各郵便局

変更前	変更後
〒745-0401(徳山市須万)	⇒ 〒745-0401(周南市須万)
〒745-0411(鹿野町須万)	
〒745-0402(徳山市金峰)	⇒ 〒745-0402(周南市金峰)
〒745-0412(鹿野町金峰)	

郵便番号について
合併に伴う変更は、次のとおりです。それ以外の変更はありません。
合併により住所の表示が変更された後も、合併前の旧住所を表記された郵便物でも当分の間は配達されます。郵便番号や宛て名は、正確にわかりやすく記載してください。

住所の表示変更

(1) 市・郡町名の変更

合併前の市・郡町名	合併後の市名	備	考
徳山市	周南市	例) 変更前	変更後
新南陽市		徳山市岐山通1丁目1番地	周南市岐山通1丁目1番地
熊毛郡熊毛町		新南陽市富田一丁目1番1号	周南市富田一丁目1番1号
都濃郡鹿野町		熊毛郡熊毛町大字呼坂2番地の2	周南市大字呼坂2番地の2
		都濃郡鹿野町大字鹿野上3277番地	周南市大字鹿野上3277番地

(2) 町・字名の変更

合併前の町名	合併後の町名	備	考
徳山市港町	周南市徳山港町	例) 変更前	変更後
		徳山市港町1番1号	周南市徳山港町1番1号
新南陽市千代田町	周南市西千代田町	新南陽市千代田町1番1号	周南市西千代田町1番1号

(3) 地番等の変更

現行のまま変更はありません。

住所変更の必要性等について

住所の表示変更に伴い、住所変更手続きの必要性等について、その主なものをお知らせいたします。

今回のお知らせは、各官公署等に調査を行い、これまで回答があった内容を記載しています。住所変更を必要とするものはほとんどありませんが、必要な場合もありますので、この場合の手続きの詳細内容につきましては、それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。

なお、問い合わせ先については、本紙発行日現在の官公署等の名称を記載しています。

◆官公署等の関係

区 分	対 象 者 等	手 続 きの 必 要 性 の 有 無
電話帳に掲載されている住所	電話利用者	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】局番なしの116番		
土地・建物など不動産を持っている人	土地及び建物登記簿の所在	住所変更の手続きは必要ありません。 (合併前の市・町名を合併後の市名として取扱う「みなし規定」を適用) なお、謄本等が交付される際には「周南市」に変更した旨が付記されます。
	土地及び建物登記簿等の所有名義人の住所(抵当権者、仮登記権利者等を含む)	住所変更の手続きは必要ありません。 (合併前の市・町名を合併後の市名として取扱う「みなし規定」を適用) なお、住所変更しないと不都合が生じる場合は、新市で発行する変更証明書(無料)を登記申請書に添付して登記することができます。 (変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。)
会社・法人等を経営している人及び役員	会社・法人の本店・本社の所在	住所変更の手続きは必要ありません。 法務局において職権で変更します。 (支店・支社については「みなし規定」を適用)
	会社・法人の代表者・役員等の住所	住所変更の手続きは必要ありません。 (合併前の市・町名を合併後の市名として取扱う「みなし規定」を適用) なお、住所変更しないと不都合が生じる場合は、新市で発行する変更証明書(無料)を登記申請書に添付して登記することができます。 (変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。)
国民年金・厚生年金	国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者	住所変更の手続きは必要ありません。
政府管掌健康保険証	左記の被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	山口社会保険事務局 山口市大内矢田814・1 (083)927・8211 徳山社会保険事務所 徳山市新宿通5・1・8 (0834)31・2150	
国民年金基金	左記の加入者及び受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 【問い合わせ先】山口県国民年金基金 フリーダイヤル 0120・86・7100
自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	本籍及び住所を直ちに変更する必要はありません。次回更新の際に住所等の変更を併せて行います。 なお、更新前に住所等の変更を希望される方は、住所地を管轄する警察署、または総合交通センターで、本籍地または住所 [*] 地が変更されたことを確認することができる書類(新市で発行する変更証明書(無料)等)を持参のうえ、手続きを行ってください。 (各警察署の管轄区域は変わりません) 優良運転者の方は、県内の各警察署(下関水上警察署を除く)で更新手続きを行うことができます。
銃砲刀剣類所持許可証	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。

区 分	対 象 者 等	手 続 き の 必 要 性 の 有 無
風俗営業許可証	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。
古物営業の許可証 質屋営業の許可証 金属くず類回収業者許可証	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、住所を管轄する警察署で手続きを行うことができます。
警備業認定証	左記の認定証をお持ちの方	更新時まで住所変更の手続きは必要ありません。 なお、更新前に住所変更を希望される方は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。
警備員指導教育責任者資格者証 機械警備業務管理者資格者証	左記の資格者証をお持ちの方	本籍変更の手続きは必要ありません。 なお、本籍変更を希望される方は、住所を管轄する警察署で手続きを行うことができます。
自動車運転代行業認定証	左記の認定証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。
【問い合わせ先】	徳山警察署 徳山市徳山堂の上5632・4 新南陽警察署 新南陽市富田2746・1 光警察署 光市中央2・1・14 山口県総合交通センター 吉敷郡小郡町大字下郷3560・2	(0834)21・0110 (0834)62・0110 (0833)72・0110 (083)973・2900
		運転免許証の問い合わせに限りです。
自動車検査証	軽自動車(四輪)の使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	軽自動車検査協会山口事務所 山口市葵1・5・57	(083)924・0542
自動車検査証	二輪の軽自動車(126～250cc)、二輪の小型自動車(250cc以上)及び普通自動車の各使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、 移転・抹消及び登録変更等の登録手続きを行う場合は、市が発行する住所変更証明書(無料)が必要です。 <small>8頁参照</small>
【問い合わせ先】	中国運輸局山口運輸支局 山口市宝町1・8	(083)922・5334
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいで結構です。ただし、 他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。
	旅券(パスポート)を申請される方	旅券(パスポート)発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。
【問い合わせ先】	山口県旅券センター 山口市滝町1・1(県庁内)	(083)933・2352
食品関係の営業	食品関係営業を行っている方	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、 食品衛生法に基づく食品の表示にあっては、合併の日から新しい住居表示による表示が必要となります。
生活衛生営業(理容、美容、クリーニング、ホテル、旅館、公衆浴場、映画館、劇場)	生活衛生営業を行っている方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	徳山健康福祉センター 徳山市毛利町2・38	(0834)31・6394
通院医療費公費負担(結核)	対象となる方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	山口県健康増進課(県庁内)	(083)933・2956
被爆者健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	合併後、来庁の際(随時)に手帳を持参してください。住所変更を行います。
介護サービス提供事業	居宅サービス事業者等	住所変更の手続きは必要ありません。

区 分	対 象 者 等	手 続 き の 必 要 性 の 有 無
養育医療券	左記の医療券をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	徳山健康福祉センター 徳山市毛利町2-38	(0834)31-6394
戦傷病者手帳	左記の手帳をお持ちの方	合併後、来庁の際(随時)に手帳を持参してください。住所変更を行います。
【問い合わせ先】	山口県高齢保健福祉課(県庁内)	(083)933-2800
特定疾患医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
小児慢性特定疾患医療受診券	左記の受診券をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
小児等慢性特定疾患医療費 給付承認申請書	左記の申請書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
育成医療給付(医療券)承認書	左記の承認書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	山口県健康増進課(県庁内)	(083)933-2958
狩猟免状	狩猟免状をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	徳山農林事務所 徳山市毛利町2-38	(0834)27-0060
港湾区域占用許可 海岸保全区域占用許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	周南港湾管理事務所 徳山市築港町13-23	(0834)21-1787
道路占用許可(県道) 河川占用許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
建設業許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
建築士事務所登録 建築士住所	建築士事務所の開設者 及び建築士	住所変更の手続きは必要ありません。
宅地建物取引業免許 宅地建物取引主任者登録	左記の許可及び登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
屋外広告物許可 屋外広告業届出	左記の許可を受けている方 及び届出をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	徳山土木建築事務所 徳山市港町1-1	(0834)21-3593
特定非営利活動法人定款変更届	特定非営利活動法人の 認証を受けている法人	定款変更の手続きが必要です。
【問い合わせ先】	山口県県民生活課(県庁内)	(083)933-2614
産業廃棄物等処理業許可 産業廃棄物等処理施設設置許可 一般廃棄物処理施設設置許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
浄化槽保守点検業者登録	左記の登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
ビル管理法による登録	ビル管理法による登録 営業所がある方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	徳山健康福祉センター 徳山市毛利町2-38	(0834)31-6394
地域改善対策奨学金等貸付	左記の貸付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	山口県教育庁人権教育課	(083)933-4640
県立山口図書館利用者登録	左記の登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	県立山口図書館 山口市後河原150-1	(083)933-4640
政治団体の届出	政治団体の代表者	合併後、他の届出事項の異動が生じたときに、併せて主たる事務所の所在地等の変更手続きを行ってください。
不在者投票のできる施設の指定	指定施設の長	所在地変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】	県選挙管理委員会事務局(県庁内)	(083)933-2320

区 分	対 象 者 等	手 続 き の 必 要 性 の 有 無
消防設備士免状 危険物取扱者免状	左記の免状をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】山口県消防防災課（県庁内） (083)933-2360		
液化石油ガス設備士免状	左記の免状をお持ちの方	新市で発行する [*] 変更証明書（無料）を添付の上、免状書き換え申請の手続きを行ってください。 <small>8頁参照</small>
(申請・問合せ先) 高圧ガス保安協会試験センター 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-9 (03)3436-6106 フリーダイヤル 0120-66-7966		
【問い合わせ先】山口県消防防災課（県庁内） (083)933-2360		
毒物及び劇物取締法に基づく登録または指定	左記の登録又は指定を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
麻薬及び向精神薬取締法に基づく免許または登録	左記の免許又は登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
覚せい剤取締法に基づく指定	左記の指定を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
薬局開設許可証	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
医薬品等販売業許可証		
薬事法に基づく配置従事者身分証明書	左記の証明書を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
動物用医療品販売業許可証（一般・特例・薬種商）	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
診療施設の開設届	左記の開設届を出している方	住所変更の手続きは必要ありません。
温泉法に基づく許可(土地掘削、増掘、動力装置、温泉利用)	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】徳山健康福祉センター 徳山市毛利町2-38 (0834)31-6394		
計量証明事業登録 特定計量器製造(修理・販売)事業届出 適正計量管理事業所の指定	左記の登録等を受けている方	新市で発行する [*] 変更証明書（無料）を添付のうえ変更手続きを行ってください。 <small>8頁参照</small>
【問い合わせ先】山口県計量検定所 山口市大字鑄銭司字南原2361-31 (083)985-1710		
道路占用許可（国道）	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併に伴い、会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。
【問い合わせ先】中国地方整備局 山口工事事務所 防府市国衛1-10-20 (0835)22-1785		

◆市役所・町役場の関係

表中の問い合わせについては、合併までは現在お住いの市・町の役所各課へお問い合わせください。なお、周南市の組織、機構については、決定次第お知らせいたします。

区 分	対 象 者 等	手 続 き の 必 要 性 の 有 無
住民票 戸籍		住所変更の手続きは必要ありません。市役所において職権で変更します。
印鑑登録証	左記の登録証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
外国人登録証	左記の登録証をお持ちの方	合併後、他の届出事項の異動が生じたときに、併せて住所変更を行います。
【問い合わせ先】徳山市役所市民課 (0834)22-8292 新南陽市役所コミュニティ課 (0834)61-3042 熊毛町役場住民生活課 (0833)92-0011 鹿野町役場住民保険課 (0834)68-2333		
国民健康保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 現在発行の被保険者証は、有効期限までそのままお使いになれます。
国民健康保険標準負担額減額認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 現在発行の認定証は、有効期限までそのままお使いになれます。

区 分	対 象 者 等	手 続 き の 必 要 性 の 有 無
国民健康保険高齢受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 現在発行の受給者証は、有効期限までそのままお使いになれます。
国民健康保険特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 現在発行の認定証は、有効期限までそのままお使いになれます。
老人保健法医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
老人保健特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】徳山市役所保険年金課 (0834)22-8312(国保) 新南陽市役所健康保険課 (0834)61-3045 22-8554(老人医療) 熊毛町役場住民生活課 (0833)92-0035 鹿野町役場住民保険課 (0834)68-2333		
介護保険被保険者証	左記の受給者証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
介護保険標準負担額減額認定証 介護保険特定標準負担額減額認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証) 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 訪問介護利用者負担額減額認定証(法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置) 社会福祉法人等利用者負担減免確認証(社会福祉法人等による利用者負担の減免措置)	左記の認定証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】徳山市役所高齢障害課 (0834)22-8467 新南陽市役所健康保険課 (0834)61-3083 熊毛町役場健康福祉課 (0833)92-0103 鹿野町役場健康福祉課 (0834)68-2333		
乳幼児医療費受給者証 母子(父子)医療費受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
児童扶養手当 児童手当	左記の給付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
母子寡婦福祉資金貸付	左記の貸付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】徳山市役所児童家庭課 (0834)22-8460 新南陽市役所児童家庭課 (0834)61-3085 熊毛町役場健康福祉課 (0833)92-0252 鹿野町役場健康福祉課 (0834)68-2333		
特別児童扶養手当	左記の給付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】徳山市役所高齢障害課 (0834)22-8462 新南陽市役所児童家庭課 (0834)61-3085 熊毛町役場健康福祉課 (0833)92-0252 鹿野町役場健康福祉課 (0834)68-2333		
精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳 療育手帳	左記の手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後、来庁の際(随時)に手帳を持参してください。住所変更を行います。
心身障害者医療費受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
心身障害者扶養共済制度	制度加入者及び年金受給者	住所変更の手続きは必要ありません。
通院医療費公費負担(精神)	対象となる方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】徳山市役所高齢障害課 (0834)22-8462 新南陽市役所福祉課 (0834)61-3058 熊毛町役場健康福祉課 (0833)92-0012 鹿野町役場健康福祉課 (0834)68-2333		
交通災害共済	左記の共済に加入されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】徳山市役所生活安全課 (0834)22-8240 新南陽市役所コミュニティ課 (0834)61-3098 熊毛町役場健康福祉課 (0833)92-0012 鹿野町役場住民保険課 (0834)68-2333		

区 分	対 象 者 等	手 続 き の 必 要 性 の 有 無
保育園、学校等への住所変更手続き	学校等の在学者等	市立の保育園、幼稚園、小学校、中学校については、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、国立、私立の学校等については、各窓口にお問合せください。
【問い合わせ先】各保育園・幼稚園・学校		
原動機付き自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	左記の標識をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 現在交付された標識(ナンバープレート)は、合併後もそのままお使いになれます。
【問い合わせ先】徳山市役所市民課 (0834)22-8292 新南陽市役所税務課 (0834)61-3032 熊毛町役場税務課 (0833)92-0010 鹿野町役場税務課 (0834)68-2332		
犬の登録	犬の登録をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。
市町営墓地の使用許可書 (熊毛町は該当なし)	左記の使用者	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】徳山市役所環境対策課 (0834)22-8322 新南陽市役所環境対策課 (0834)61-3048 熊毛町役場住民生活課 (0833)92-0036 鹿野町役場生活環境課 (0834)68-2332		
道路占用許可(市町道)	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】徳山市役所土木管理課 (0834)22-8396 新南陽市役所土木建築課 (0834)61-3066 熊毛町役場土木建築課 (0833)92-0023 鹿野町役場施設課 (0834)68-2331		
口座振替	税金、保険料、水道料金、下水道使用料、住宅使用料などの納入の口座振替登録者	住所変更の手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】口座振替を登録した窓口		
図書館利用者登録	左記の登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 現在お持ちの図書カードは、利用者登録されている図書館でそのまま使用できます。
【問い合わせ先】徳山市立中央図書館 (0834)22-8689 新南陽市立図書館 (0834)62-1150 熊毛町立図書館 (0833)92-0179 鹿野町立図書館 (0834)68-4141		

《書式例》

証 明 書

合併に伴い、平成15年4月21日から下記のとおり変更したことを証明する。

記

【市 名】

新	旧
山口県周南市	山口県徳山市
	山口県新南陽市
	山口県熊毛郡熊毛町
	山口県都濃郡鹿野町

【町・字名】

新	旧
山口県周南市徳山港町	山口県徳山市港町
山口県周南市西千代田町	山口県新南陽市千代田町

上記以外の町・字名については、変更していない。

平成 15 年 月 日

山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市長(職務執行者) 印

変更証明書(無料)の交付について
 合併に伴う住所変更に関する証明書(無料)を4月21日(月)から本庁、各総合支所、各支所の住民票等の取り扱い窓口で交付します。
 住所変更手続きに際して**証明書が必要な方は、合併後各窓口**にお申し出ください。